

勤労者向け住宅資金貸付制度をご利用ください

勤労者住宅資金貸付制度	
資金使途	市内に居住するための住居の新築、増改築、購入、修繕および宅地の取得
主な申し込み要件	①事業所に引き続き2年以上勤務していること ②年齢が満20歳以上60歳未満であること ③市税を完納していること ④資金の返済能力を有すること
融資限度額	有担保1,000万円 無担保500万円
利率	年1.865% (変動金利) 年0.9% (固定金利)
融資期間	25年以内 (完済年齢満76歳未満) 10年以内 (完済年齢満71歳未満)
担保	要 不要
保証人	一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証、さらに場合により連帯保証人 一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証
保証料率	年0.24% 返済期間・融資金額による
取扱金融機関 中央労働金庫秩父支店	

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。
※詳しくは市HPをご覧ください。

問中央労働金庫秩父支店 ☎ 22-3340
市産業支援課 ☎ 25-5208

住宅・店舗・事務所リフォームの資金を助成!

市では、「自己居住用住宅」や「店舗・事務所」のリフォーム（改修）工事等を行った場合に、その経費の一部を助成します。

平成29年度以前にこの助成金の交付を受けた方は、再度助成金の交付申請が可能です。

対象

- ①市内にリフォームを行う住宅・店舗・事務所を有する方で、住民税等の未納がない方
- ②対象工事について、市から他の助成・補助等を受けていない方

対象工事

- ①対象者が有する住宅・店舗・事務所の修繕・補修増築などの工事であること
- ②市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること
- ③工事着工前であること（現場確認する場合があります）

※新築の工事などは対象外です。

助成金額 消費税を除く20万円以上の工事に対し、工事費の10%（上限15万円・千円未満切り捨て）

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

※申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更になります。

申請書類配布 4月24日(月)開始

配布場所 産業支援課（歴史文化伝承館3階）、市役所本庁舎1階総合窓口横パンフレット置き場、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※市HPからもダウンロード可。

その他

・先着順ではありません。予算を上回った場合は、初めて助成を受ける方を優先して抽選を行います。

・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。◇

申 5月29日(月)～6月9日(金)（土・日除く）午前9時～午後5時に、産業支援課または各総合支所地域振興課へ

問 産業支援課 ☎ 25-5208



軽自動車税種別割



納期限内に納めましょう

軽自動車税種別割の納税通知書を5月2日(火)に発送します。令和5年度軽自動車税種別割の納期限（口座振替日）は**5月31日(水)**です。納税通知書の裏面に記載されている金融機関等で、納期限内に納めてください。

減免の手続き

障害者手帳等をお持ちの方のために使用される軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、申請による減免制度があります。なお、自動車税ですでに減免を受けている場合は、減免申請できません。

令和4年度から引き続き減免を受けている方は申請する必要はありません。ただし、申請時から障害者手帳の内容や運転者、車両など、状況に変更がある場合は、改めて申請をする必要があります。

申請に必要な書類

- ・(未納の)納税通知書
 - ・運転者の運転免許証
 - ・障害者手帳等
 - ・申請者の身分を証明できるもの
- 納税通知書到着後、必ず納期限（**5月31日(水)**）までに市民税課または、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ申請してください。

期限を過ぎると減免申請ができませんのでご注意ください。

問市民税課 ☎ 22-2209

木造住宅の耐震診断に補助金を交付します

対象

- ①市内に住所があり、市税を滞納していない方
- ②対象住宅の所有者またはその2親等以内の親族で、現に居住している方

対象住宅

- ①市内にある木造住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅または、住宅以外の部分が2分の1未満の併用住宅
- ③階数が2以下でかつ延べ床面積500㎡以下であること

補助金額

耐震診断に要した費用の額で、1棟あたり5万円を限度

注意事項

※診断費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

※交付申請前に耐震診断に着手してしまうと、補助金は受けられません。

※予算に限りがありますので、先着順になります。

申 耐震診断の着手前に、申請書類を建築住宅課へ提出。申請書類は市HPからダウンロードまたは、建築住宅課窓口で配布します。

問 建築住宅課 ☎ 26-6869

①市が合併処理浄化槽を設置します！ ～4月から受け付けを開始しています～

古い単独処理浄化槽からの入れ替えや、水洗トイレへの改修などでくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をお考えの方は、市の戸別合併処理浄化槽設置事業を利用して転換を行う場合、次のとおり上限30万円の補助金を交付します！

戸別合併処理浄化槽設置事業

対象 浄化槽処理促進区域の専用住宅および併用住宅（※）

申請締切日 11月30日(木)

この事業へ申し込まれた場合、次の負担で浄化槽（本体）を設置することができます。

○5～7人槽の設置負担金 10万円（配管費用は別途個人負担）

○10人槽の設置負担金 13万円（配管費用は別途個人負担）

さらに、この事業で単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽から市の戸別合併処理浄化槽に転換する場合、既存の単独処理浄化槽（くみ取り便槽）の撤去費用に10万円、配管工事に要する費用に20万円、合わせて上限30万円を補助します。（所要額が30万円未満の場合はかかった費用）



（※）併用住宅へ設置の場合は条件がありますので、下水道課へお問い合わせください。

☎下水道課 ☎25-5218

トイレの改修等に利用できる「住宅・店舗等リフォーム資金助成事業」もございます。単独処理浄化槽、くみ取り便槽から市の戸別合併処理浄化槽に転換をされる方は合わせて利用することもできます。なお、工事見積もり・申請は、補助金・助成金でそれぞれにさせていただく必要がありますので、各担当課へお問い合わせください。

住宅・店舗等リフォーム資金助成事業（☎産業支援課）については12ページ（右ページ）をご覧ください。

②下水道への接続について(お願い)

公共下水道整備を行い下水道が使える区域では、法律により、下水道へ接続しなければなりません。

公共下水は、地域の公衆衛生の向上、地域環境の保全を目的として生活排水を適切に処理するための排水設備です。

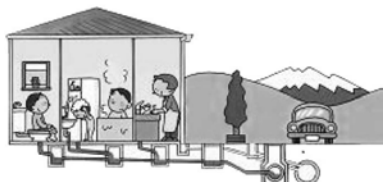
すでに公共下水道が使える区域にお住まいの方で、まだ接続をされていない方は、秩父の緑と清流を将来にわたり持続させるため、下水道への接続をお願いします。

なお、下水道へ接続する工事については、市指定の下水道排水設備指定工事店で行ってください。

水洗便所改造資金貸付制度

くみ取り便槽を水洗トイレに改造する場合や、単独浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合には、一定の条件を設けて、予算の範囲内で貸し付けを行っています。

☎下水道課 ☎25-5218



（公社）日本下水道協会イラスト集より



土地・家屋縦覧帳簿の閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、土地・家屋の地目や構造、面積、評価額等が記されています。所有している土地や家屋と所在地が近い他の土地や家屋を比較することができます。

とき 4月3日(月)～5月31日(水)

ところ 資産税課、
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課窓口

対象 令和5年度の固定資産税の納税者

※縦覧できる内容や必要な書類などの要件はお問い合わせください。

なお、固定資産税の納税通知書（納付書）は、4月中旬頃に発送予定です。固定資産の価格に異議のある方は、納税通知書の交付を受けた日から3か月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

☎資産税課 ☎25-6076



公共工事の入札結果 (税込500万円以上)

入札契約方法	契約日【完成予定】	事業名【事業場所】	契約金額【予定価格】(税込/円)	落札率	契約業者	工事担当課
指名競争入札	2月10日【6月】	防火水槽築造工事(再2)【太田地内】	5,814,600【6,552,700】	88.74%	(株)小池工務店	危機管理課 ☎22-2206

☎工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課 ☎25-5216

4月10日(月)から

省エネ型冷蔵庫への買い替え助成金の交付申請を受け付けます！

家庭の省エネ推進のため、省エネ性能の優れた冷蔵庫を新たに購入し、現在使用している冷蔵庫をリサイクル処理に出す市民の皆さんに、買い替え費用の一部を助成します。(交付予定件数を超えた場合は抽選により助成を決定します)

対象者の要件

- ①秩父市に住民登録があること
- ②申請者およびその同一世帯にある者が市税を滞納していないこと
- ③申請者およびその同一世帯にある者が過去に本助成金の交付を受けていないこと
- ④令和5年4月1日(出)以降に秩父市内の販売店で、助成対象の冷蔵庫を新品で購入すること
- ⑤④の冷蔵庫を秩父市内の自宅に設置後、使用を開始し、これまで使用してきた冷蔵庫をリサイクル処理に出すこと

助成対象の冷蔵庫

- ・定格内容積が300ℓ以上のもの

- ・統一省エネラベルで省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021年度基準)のもの

助成金額 2万円

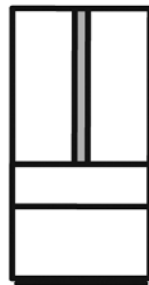
交付予定件数 100件 ※先着順ではありません

申請書類

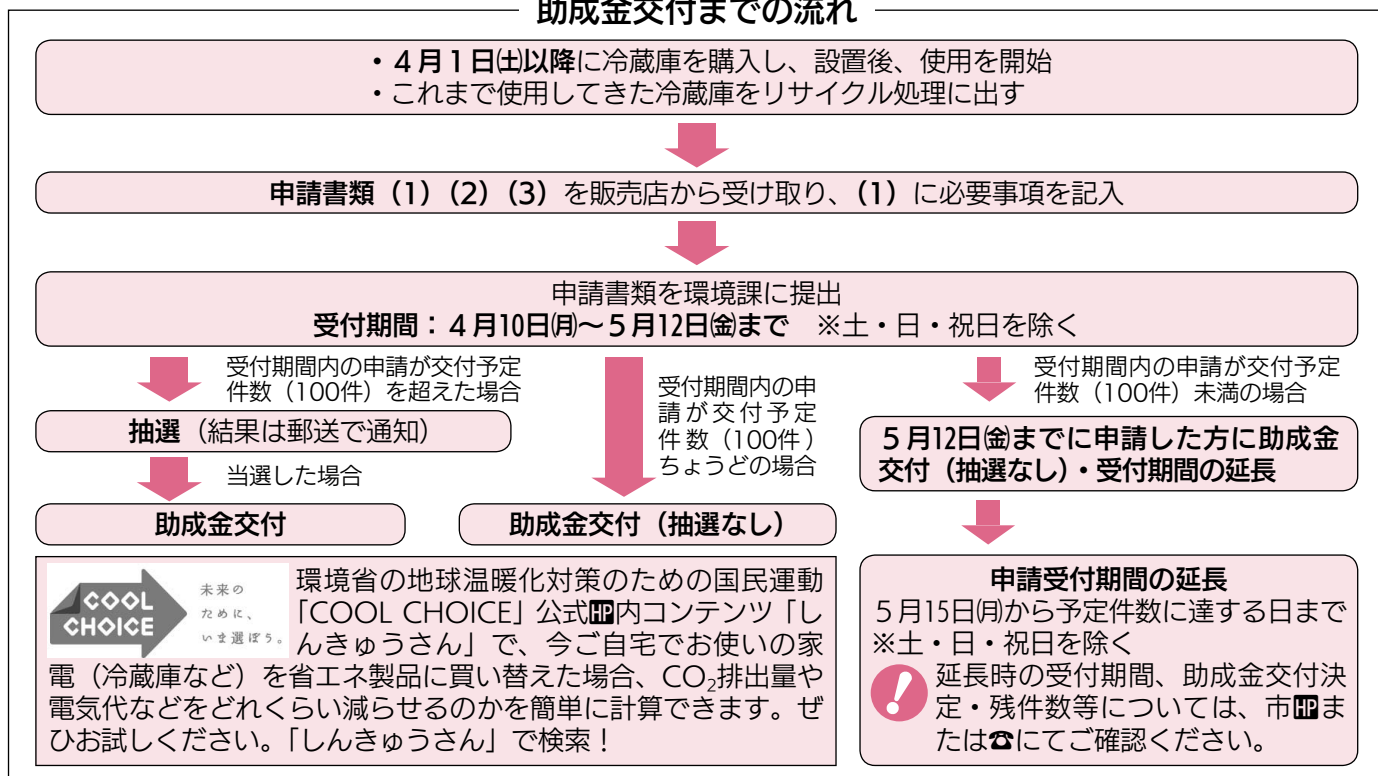
- (1)秩父市省エネ家電買い替え助成金交付申請書兼請求書
- (2)新しく購入した冷蔵庫の領収書またはレシートの写し(令和5年4月1日(出)以降に発行され、代金を全額支払ったことが確認できるもの)
- (3)家電リサイクル券排出者控えの写し(買い替え時点で使用していない冷蔵庫をリサイクル処理に出した場合は助成金の交付対象外です)

☑受付期間内(フロー参照)に申請書類を環境課(〒368-8686熊木町8-15)に直接お持ちいただくか、郵送(期間内必着)にてご提出ください。

☎環境課☎22-2378



助成金交付までの流れ



国民年金だより

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届け出をしないままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

☎秩父年金事務所☎27-6560

市保険年金課国民年金担当☎25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

こんなとき	どうする	届け出先
20歳になったとき(厚生年金・共済年金加入者を除く)	手続き不要	日本年金機構より「国民年金加入のお知らせ」が送付されます(基礎年金番号通知書と納付書は後日送付)
会社を退職したとき(厚生年金・共済年金加入者の場合)	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	保険年金課または各総合支所市民福祉課
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	保険年金課または各総合支所市民福祉課
配偶者の会社が変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※第1号被保険者：農業、自営業の方とその家族・勤め先に年金制度のない方・学生・無職の方
※第3号被保険者：厚生年金・各種共済年金の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

守るっ！緑と清流を

「秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例」が4月1日から施行されました

今回の改正は、「無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること」を目的として、トラブルの要因となりやすい埼玉県外からの土砂等の搬入規制及び罰則の強化を主な内容としています。

令和7年度に開催予定の「第75回全国植樹祭」に向けて、秩父の美しい緑と清流を守るため、昨年4月に開設した「土砂たい積110番」、同年8月に設置した「秩父市土砂等のたい積対策本部」と併せ、今回改正した条例を土砂堆積問題への取り組みにおける大きな3本柱と位置付け、市一丸となつて、不適正な土砂等堆積に断固対処していきます。

※条例詳細（概要）については、市HPをご覧ください。

生活衛生課 ☎25-5202



土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎25-5202まで

(生活衛生課直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください!!

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！

消費生活センターからのお知らせ

みんなで防ごう！

高齢消費者トラブル

近年、県内の高齢消費者（65歳以上）からの相談割合は3割前後で推移しています。在宅する方が多いためか、電話勧誘販売、訪問購入、訪問販売の取引形態が他の世代に比べ多く、またスマートフォンを使っての通信販売取引やテレビショッピングによるトラブルも増えていきます。いつ消費者トラブルに巻き込まれるかわかりません。消費者トラブルを防ぐためには悪質商法の手口を知り、ご家族や周りの方々が見守っていただくと共にご自身の傾向を知り対策することも大切です。

心理チェックを通して自分の傾向を確認しましょう！ (1.~9.の該当するものに☑)

- 1. 自分の周りにあまり悪い人はいないと思う
- 2. 相手に悪いので人の話を一生懸命聞くほうだ
- 3. たまたま運の悪い人がトラブルに遭うのだと思う
- 4. 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみたくなる
- 5. 有名人や肩書きのある人のいうことはつい信用してしまう
- 6. 人から勧められると断れないほうだ

- 7. 迷惑をかけたたくないのに家族にも黙っていることがある
- 8. 実際、身近に相談できる人があまりいない
- 9. しっかり者だと思われたい

☑が多いほど、被害に遭う危険度が高い傾向にあります。

- ・1. 2. 3に☑:被害に対して危機意識が薄い傾向
- ・4. 5. 6に☑:だまされていることに気づかない傾向
- ・7. 8. 9に☑:被害に遭っても1人で抱え込んでしまう傾向

被害に遭わないためには

- ・事業者の説明を鵜呑みにしない、その場で契約しない。
- ・不要であればはっきり断る。
- ・通信販売取引は表示が全てなので、確認してから申し込みをする。



出典:消費者庁イラスト集より

・1人で判断しないで、家族や友人、知人、公的機関に相談する。地域社会みんなで高齢消費者トラブルを防ぎましょう。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200



令和5年度 市税等納期のお知らせ

今年度も期限内納付にご協力ください。

※見やすい所に貼ってご利用ください。

税目等・納期限（口座振替日）	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期 6/30(金)		2期 8/31(木)		3期 10/31(水)			4期 1/31(水)		
固定資産税		1期 5/31(水)		2期 7/31(月)					3期 12/25(月)		4期 2/29(木)	
軽自動車税		1期 5/31(水)										
国民健康保険税												
後期高齢者医療保険料				1期 7/31(月)	2期 8/31(木)	3期 10/2(月)	4期 10/31(水)	5期 11/30(木)	6期 12/25(月)	7期 1/31(水)	8期 2/29(木)	
介護保険料												
特（年別金徴天引） 市・県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	該当となった税目等についてのみ、 4月・6月・8月・10月・12月・2月の公的年金からの特別徴収による納付となります。											
休日納税窓口（本庁のみ） （毎月最終日曜日）	4/30	5/28	6/25	7/30	8/27	9/24	10/29	11/26	12/24	1/28	2/25	3/31

- ◎夜間納税窓口を毎月第2・第4木曜日（休日の場合は前日）に開設しておりますので、ご利用ください。（17:15～19:15 本庁のみ）
- ◎口座振替をご利用の方は、納期限の日に振り替えますので、預貯金の残高をご確認ください。
- ◎納め忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。
- ◎納付方法については納税通知書・決定通知書などでご確認ください。

問い合わせ

- ・市税等の納付に関する事 納税課 ☎22-2210
- ・市・県民税、軽自動車税等の課税に関する事 市民税課 ☎22-2209
- ・固定資産税の課税に関する事 資産税課 ☎25-6076
- ・国民健康保険税の課税に関する事 保険年金課 ☎25-5201
- ・後期高齢者医療保険に関する事 高齢者介護課 ☎25-5205
- ・介護保険に関する事

秩父地域自伐型林業体験研修2023を開催します！

小型機械を使い山にかかる負荷を小さく抑え、環境を保全しながらも経済的に自立することを旨とする「自伐型林業」の初心者向け体験研修を開催します。チェーンソーによる伐木等特別教育を実施するほか、山の現場で実際に木を伐る、バックホウで作業道を作る等の作業を通じて、自伐型林業の実践に向けた学びの場となります。



秩父地域に山林をお持ちの方や、自伐型林業にご興味のある方、皆さまのご参加をお待ちしております。

- と き**
- ① 5月12日(金)～14日(日)：チェーンソーによる伐木等特別教育
 - ② 5月27日(土)、28日(日)：選木等森づくり・伐倒・造材・搬出研修
 - ③ 6月3日(土)、4日(日)：作業道開設研修

- と ころ**
- ①横瀬町活性化センター（横瀬町芦ヶ久保140-1）
 - ②、③横瀬町芦ヶ久保の秩父市有林内

対 象 者 どなたでも参加できます。（秩父地域在住の方、秩父地域に山林をお持ちの方優先）

参 加 料 3,000円

申 込 方 法 事前のお申し込みが必要です。市役所にてチラシを配布のほか、HP「森の活人」にも情報を掲載します。4月24日(月)までにお申し込みください。

注 意 事 項 最大15人まで。応募多数の場合、選考の上、参加者を決定します。

申 込 先 秩父地域森林林業活性化協議会事務局 ☎26-5301

※木曜日、金曜日は同事務局（市役所森づくり課内） ☎22-2369

